

第2回「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」検討委員会

令和5年12月25日(月)午後2時

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者：18名、欠席者：2名

事務局：地域コミュニティ課長、玉置コミュニティ係長、竹本主査、一瀬主査

株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、北坂、鈴木

A委員 定刻となりましたので、ただいまから第2回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に委員の交代がありましたので、事務局からご紹介をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課長の村上です。本日もよろしくお願いいたします。委員の交代ということで、令和5年12月10日付で区側の人事異動がございまして、総合政策部長が新たに任命をされたところです。本日机上に委員名簿、12月10日付ということで配付をさせていただいております。新たに検討委員会に入りました菊島茂雄総合政策部長でございます。

菊島委員 菊島でございます。よろしくお願いいたします。総合政策部長を拝命する前は総務課長を行っておりまして、10日の人事で総合政策部長を拝命したところでございます。

町会・自治会の推進化条例、区としても力を入れて進めている事業でございますので、私のほうも全力で取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

A委員 菊島委員、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。それから本日の資料の確認と、進め方の確認を事務局にお願いいたします。

地域コミュニティ課長 まず本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日配りました次第でございます。それから先ほど申し上げました委員名簿、事前にお送りをした資料といたしましては、資料の1、条例の検討に向けた業者等ヒアリング第1回目の結果概要、それから資料の2といたしまして、条例骨子案のたたき台、資料

の3といたしまして、施策体系の案、参考資料といたしまして検討スケジュールでございます。資料に過不足はございますでしょうか。もし何か不足等ございましたら、職員にお声がけをお願いしたいと思います。

続きまして本日の進め方でございますが、本日は主に次第の2番、3番の骨子案のたたき台について、ご議論いただきたいと思います。途中、1時間程度経過した時点で5分程度の休憩を挟みたいと考えております。その後、後半また1時間程度ご議論いただきまして、終了は4時を予定してございます。よろしくお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

A委員 あとは出席状況ですけれども、ご欠席が2名で、遅参される方は1名と伺ってしまして、いずれにせよ委員会として成立をしているということだと思います。それから、これは公開の委員会かと思えますけれども、今日傍聴人がいらっしゃるということ、もうご入場されているのですね。傍聴の方、関心を持っていただきありがとうございます。進行にご協力いただければと思います。

それでは以下、次第に沿って進行させていただきます。次第の2番ですね、「事業者等ヒアリング（1回目）について」という議題であります。事務局からご説明をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 資料の1を使ってご説明したいと思います。資料1をご覧ください。今回、第1回目の事業者等へのヒアリングということで、この目的といたしましては、区が今、条例の検討を行っておりまして、また今後その条例の推進のための施策の検討を行っていきます。それを基礎資料とするため、事業者の方、あるいは大学の方、それからマンション、区内の様々な主体に対してヒアリングを行っていきたいと考えております。

1ページ目の（3）番をご覧ください。ヒアリングを行ったのは、コンビニエンスストアの大手3社、それから銀行・信用金庫ということできらぼし銀行様、それから区と包括連携協定を結んでくださっております大塚製薬株式会社様、早稲田大学様です。

恐れ入ります、2ページ目をご覧くださいまして、ヒアリングをした内容でございます。

（5）番にヒアリング事項という項目がございます。町会・自治会との連携の状況ですとか、町会・自治会と連携するために必要な環境整備、それから今回検討しております町会・自治会活性化推進条例についての印象ですとか、お考えについてヒアリングをさせていただいたところでございます。

3 ページ目をご覧ください。ヒアリングの結果の概要ということで、今回第1回目のヒアリングの結果になりますので、少しご紹介したいと思っております。

全体といたしまして、本条例を制定すること、あるいは地域との関わりについては反対するリアクションはなく、むしろいいことだというような反応が大多数でございました。ただ条例の書きぶりにつきましては「何々しなければならない」というような表現は避けてほしいというようなご意見や、この条例をつくる背景や必要性については、丁寧に説明をしてほしいというようなご意見をいただいたところです。

まずコンビニ3社についてでございます。3 ページ目、コンビニエンスストア、セブンイレブン様、ファミリーマート様、それから4 ページにわたりまして、ローソン様のヒアリングをさせていただいております。3 社とも、本社の方もしくは新宿エリアを統括している営業所の方にお話を聞いたところでございます。3 社とも地域に関わること、町会・自治会と連携することは企業のポリシーに合致をする、あるいは信頼感を得るなどのメリットがあるというところで積極的なご意見があったところなのですが、実際には参加・協力・連携をする際には、各店舗のオーナー様のご判断になるということで、各店舗と町会・自治会との連携をいかに推進していくかというようなところがポイントだというようなお話でした。

セブンイレブン様については、町会・自治会に関して、各店舗のオーナー様に理解をしてもらうところから始めるのがよいのではないかとということで、その新宿区内の店舗のオーナーが集まる勉強会などがあるということで、そういった勉強会で情報提供するのも手なのではないかというようなご提案をいただいたところです。

また、ファミリーマート様については、コンビニはなかなか人手不足ということもあるということで、人的な支援よりも、物的な支援のほうが協力しやすいというようなお話です。

それから4 ページにまいりまして、ローソン様については、企業ポリシーとしては積極的に地域との連携というのをうたっていきたいということなのですが、連携については具体的な取組、あるいはプロジェクト、曖昧な漠然とした連携ということで話を進めるのではなくて、具体的な取組、プロジェクトごとにご相談をしていただいたほうが望ましいと、協力、連携する内容が企業の理念の実現につながるのか、加盟店の利益につながるのかというようなことを、1 つ1 つ判断していきたいというようなお話でした。

5 ページにまいりまして、きらぼし銀行様については、現在も周辺の町会・自治会活動

に参加や協力を積極的に行っていただいております。地域の方々とコミュニケーションがとれることは、本行にもよい影響であると考えているというようなことでございます。

また5ページの下でございますけれども、大塚製薬さん、こちらは地域活動への協力を通して自社製品の購入の増加につながるものがメリットとして期待しているところであり、積極的にやっていきたいのだけれども、単一町会ではなくまとまった単位のほうがありがたいというようなお話でございます。

最後、6ページをご覧ください。今回、大学では早稲田大学さんにヒアリングを行ったのですけれども、学生向けの媒体ツール、情報発信の媒体があるそうで、区がまとめる町会・自治会情報があれば、そのツールを使って発信するということはできるというようなお話をいただいております。

雑駁になりますけれども、以上になります。今後、マンション管理組合、それから区内のほかの大学、それから東京商工会議所の加入をされていらっしゃる企業様や、あるいは法人会様に所属している企業様にも、年明け以降実施をしていきたいと思っております。また随時ご報告をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。それでは今のご報告についてご意見ご質問を伺いたいと思います。

それでは今の事業者等ヒアリングにつきまして事務局からご報告がありましたけれども、それについてご意見ご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

E委員 ただいまご紹介いただきましたけれども、コンビニエンスストア等に関しましては、現在町会でも、個人経営のオーナーさんに関しては、いろいろとご相談して、ポスターの掲示等々もお願いしているところでございます。これがまた広がっていけばいいなと思います。

また信用金庫さんなどは、お祭りの際に信用金庫さんのはっぴを着ておみこしを担いでいただくというようなことが各神社でもあると思いますので、これもこの延長線上で協力していただければと思います。

人を出していただくというのはコンビニエンスストアさんのほうでも出ていましたけれども、なかなか難しいところもありますけれども、できれば人の応援もお願いしたいなというふうに思っております。

あと、大学は、現在も早稲田大学以外の大学さんとも連携してお手伝いしていただくと

というようなことが行事によってはありますので、これもまた進めていただければというふうに思っております。以上です。

A委員 ありがとうございます。地域での活動を踏まえて積極的にやっているのも、この条例をてこにして今後もよろしくお願ひしたいというご指摘かなと思いました。ありがとうございます。ほかにご発言いかがでしょうか。これはよろしゅうございますかね。ありがとうございます。

事務局のほうもこうやって地道にいろんなヒアリングをして、いろんな声を集めるという作業を今後も行っていくようであります。今日のご報告の限りでは、企業のほうも昨今、企業の社会的責任というようなことが言われています中で、地域コミュニティにもかなり理解をして、入り込んでくれるというケースが増えているかなと私も思っております。そういうことに期待しつつ、ヒアリングをさらに進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして次第の3番ですね、条例骨子案（たたき台）についてということで、これが今日のメインということですかね。ではこれにつきまして、まず事務局からご説明をお願いします。

地域コミュニティ課長 それでは、資料の2、表題が条例骨子案（たたき台）という資料をご説明させていただきたいと思います。資料の2をご覧ください。この条例の骨子案、これはあくまでも事務局のたたきということで、前回の第1回目の検討委員会の中で論点になるような各主体の定め方ですとか、町会・自治会の位置づけや意義についてご議論をいただきまして、それも踏まえてたたきをつくったものでございます。また、夏に各10地区の町会・自治会の皆様との意見交換会をさせていただいた、そのご意見を参考にさせていただきながらたたきをつくったものでございます。

めくっていただきまして、3ページをご覧ください。前回の検討委員会でご発言があった主なものをこちらにピックアップをさせていただいております。まずは条例の前文についてでございますが、重要な条例では、その条例の趣旨を強調するため、前文をつけることが多いという、A委員からのご発言がありましたけれども、ぜひこの条例については前文を設けてほしいというようなご意見は夏の意見交換会から出てございます。また前回の委員会でも町会・自治会活動の意義やそれから位置づけですね。それは条例の中で規定をすべきだというご発言をいただいております。

それぞれの各主体についてでございますが、一般区民の方については、文言を十分留意

する必要がある。町会・自治会への参加等の努力義務については避けたほうがいいのではないかと。町会・自治会はあくまでも自由参加で、こういった努力義務というようにとられるような表現は避けたほうがよいのではないかと。上から4つ目ですけれども、町会・自治会への加入ではなく、一緒に「盛り上げましょう」「楽しみましょう」というように捉えられるような表現がいいのではないかと。その下です。活動を重視し、重点的に取り組んでいる活動の明記なども検討する必要があるのではないかとというご意見です。その下、町会・自治会の役割については前回の委員会では会計ですとか議決の話も出て、透明性の確保、あるいは広く会員ではない区民の方を受け入れる姿勢も今後いっそう求められるのではないかとというご発言もあったところです。

それから主体の大きな柱でマンションがございます。マンションについてはやはり条例上、特別な考慮が必要である。また分譲マンションにおける管理組合や賃貸マンション、それから一括借上げなど、様々な形態があることを前提に、条例の役割を考える必要があるというようなご発言をいただいております。

マンションのほかは大学や学校との連携、そして事業者、企業や商店会との連携についても目配りができる条例が望ましいというようなご発言がありました。事業者については、こちらのⅠ委員のほうからもありましたけれども、地域で利益を上げている主体であって、明確に協力を求めてもいいのではないかと。区民と一歩違って協力を求めてもよいのではないかとというようなご発言があったところでございます。

こういったことを踏まえまして、4ページご覧ください。条例の目次案になります。目次案のすぐ下に赤字で「地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現」と書かせていただいております。これが、目指すところの最終ゴールでございまして、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現するためには、やはり地域コミュニティの中核、中心的な役割を担っている町会・自治会を活性化させるというようなことが不可欠であるというところで、目指すゴールはこの地域コミュニティの活性化、暮らしやすいまちなのですから、町会・自治会の活性化を推進するということが不可分であるというようなことでの条例になってございます。

まず目次で言いますと、前文でございます。この条例を制定する趣旨、理念、目的などを強調して述べるものになります。総則というものがその下にございまして、ローマ数字のⅡ番、これは条例に必ずつけるルールになってございますが、目的、経緯、それから基本理念です。それから、この条例の根本になる、根幹になる役割、ローマ数字のⅢ番、各

主体の役割ですけれども、今回のたたき台では少し細かめになりますけれども、①の町会・自治会の役割から⑧のその他地域活動団体等まで、8つの役割を定めている案になってございます。その下、緑色のところがⅣ番、区の責務ということで、この条例を推進していくときの理解促進ですね。条例趣旨の理解促進、それから必要な施策の検討ということで、区の責務。それからその下、Ⅴ番、施策の推進ということで地域と一緒にやっていく施策の推進について記載する、大きくはこういう目次立てになってございます。

まず5ページ、前文でございます。先ほど申し上げましたが、この前文では、記載する事項のところ、「町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織」ということで、地域コミュニティにはなくてはならない存在であるというような事項を記載したいと考えているのがたたきでございます。

その下、近年の生活様式やあるいは価値観の多様化によりまして、今現在、加入率の低下、担い手不足がございまして。またその下、前回の委員会で区長の冒頭の挨拶でもございましたけれども、新宿区は昼間人口の半数以上が在勤、在学、また、転入者も非常に今は増加してございます。こうした中で、区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解、関心をまずは深めていただき、町会・自治会活動に参加、協力、連携することが地域コミュニティの活性化につながるというようなこと。そして、最終的には将来にわたり、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現するために町会・自治会の活性化を図っていくというようなことでございます。

こちらの図の見方ですけれども、これは条文の条例の文体にはなってございません。まず今年度は骨子案を固めようということで、記載する事項を簡潔に書かせていただいているものでございます。右側がこれまでの意見ということで、前回の検討委員会でご発言をいただいた内容、それから夏にやりました町会・自治会との意見交換会の内容も記載しているところでございます。

6ページ、こちらは総則に当たるものになります。①の目的、それから②の定義、7ページにまいりまして、定義の続きということで、地域コミュニティの定義、それから一番下が基本理念ということでございます。6ページの定義のところですが、町会・自治会は「区内の一定の地域に居住する者の地縁に基づき形成された団体」というような定義、それから7ページの定義の続きですが、地域コミュニティの定義は「区内の一定地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会」ということで定義をしてございます。そこに「地域コミュニティ（イメージ）」ということで、町会・自治会を中心に、

様々な団体が活動して区民相互のつながりを持っているというようなイメージです。このほかに区民の定義ですとか、マンションの定義、様々な定義について行っていく予定ですが、今は町会・自治会、それから地域コミュニティの定義だけさせていただいてございます。

それから基本理念、この条例の目的を達成するための考え方です。まず町会・自治会の皆様の自主性・主体性に基づいて活性化を図っていく。2つ目は、区民の様々な主体が地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解、関心、それから参加、協力、連携することで、町会・自治会の活性化を図っていくという、基本的な考え方がその大きな2つになってございます。

8ページ以降が、それぞれの役割に記載する事項の案になってございます。まず町会・自治会でございますけれども、1つ目の点は、コミュニティの中心的な組織として、これまでどおり地域コミュニティの発展に寄与していただくというのが1つ目の役割。2つ目が、前回の検討委員会でもございましたけれども、町会・自治会には運営の透明性ですとか、あるいは会員ではないけれども少しお手伝いをしてみたいというような方がいらっしゃった場合の受け入れをする、そういう姿勢も大切なのではないかなというようなご意見もございまして、区民や様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深める、あるいは活動に参加、協力、連携することができるよう、活動の理解促進、区民相互の交流及び協働に努めるというようなことを役割の案として書かせていただいております。

区民の方の役割といたしましては、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解、関心を深める。そして、活動に関わる、何かしら関わるように努めるというのが区民の方であるならば、③番、9ページの区内事業者では、区民の理解と関心までは同じなのですけれども、関わるという表現ではなく、活動に参加、協力、連携するよう努めるといたしました。

恐れ入ります、10ページをご覧ください。10ページはマンションに関する規定でございます。④が建つ前の建設事業者の役割、⑤が建った後の管理者についてでございます。検討委員会でも、事業者の開発許可を出す条件として、町会への参加を義務づけてほしい。あるいは夏の意見交換会のときも、建設途中はいろいろ協力的なご発言があるけれども、完成した途端にコミュニケーションがとれなくなって困るんだというようなご意見が非常に出てございました。そうしたことも受けまして、④の建設事業者については、「町会・自治会への理解、関心を深める」と併せて、「マンション等を建設する際は、建設予定区域の

町会・自治会との連携について事前に協議しなければならない」とある程度強い規定になってございます。また、3つ目、協議した事項について、建った後の管理者であります「マンションの管理者等に引き継がなければならない」ということで、義務づけを設けたいということが事務局側のたたき案になってございます。

まず1つ、「マンション等」というのは、単なるマンションだけではなく、アパートですとか長屋、タワーマンションも含めた集合住宅を広く対象としたいと考えてございます。また、協議事項につきましては、条例にそこまで細かい事項は落とし込めませんので、別途要綱内に規定を設けまして、協議事項といたしましては、町会・自治会相互に連携を取り合うことができるような連絡調整担当の窓口を設けるというようなことを協議していきたいと思っております。

⑤マンション管理者等でございますが、こちらは分譲マンションの場合は管理組合、それから賃貸の場合はオーナー様ですとか、あるいは管理会社様、こういったことを想定してございます。こちらについては理解、関心を深めるほか、2つ目の点といたしましては町会・自治会と、それから建設事業者が事前に協議をした事項について引継ぎを行い、それを遵守すること、それから3つ目といたしまして、それ以外についても継続的に町会・自治会活動への参加、協力、連携について協議をしていくというようなことを、規定をさせていただくのが案でございます。協議内容については連携の担当を設けることや、それから多くご意見をいただきましたチラシを配布するにしても、オートロックで入れないというようなことで、立ち入りを認めるとか、できる範囲で協力していただくような協議の内容について設けていきたいと思っております。

11ページが学校関係でございます。⑥の小中学校・高校とそれから7番の大学・専修学校等とあえて分けさせていただいております。これは前回の検討委員会も、若い方やPTAと一緒に取り組むことがP委員からもございましたけれども、まちが非常に盛り上がる要素なんだというご意見。それから子どもや生徒さんに、小さいうちから授業の中で町会の活動に触れ合うといいですか、接点を持つというような意味も込めまして小中学校・高校と、それから大学・専修学校を分けさせていただいております。

⑥につきましてはまず1点目、「児童・生徒及び保護者が町会・自治会への理解、関心を深める機会を設けるように努める」。学校側が設けるよう努める。また「児童・生徒及び保護者が町会・自治会活動に参加、協力、連携する機会を設けるよう努める」ということで、学校側の役割としての案になってございます。区内の大学、それから専修学校の役割とい

たしましては、法人そのものが町会・自治会への理解、関心を深めるよう努める。それから地域の町会・自治会活動に参加、協力、連携するよう努めるということで、これは事業者と書きぶりを合わせてございます。こちらについては様々、K委員やJ委員からもご意見を頂戴しているところでございます。

12ページをご覧ください。その他地域団体ということで、こちらにつきましては、7ページの地域コミュニティのイメージ図にも上がってございますが、町会・自治会以外にも様々、青少年育成委員会の皆様、地区協議会の皆様、NPO様、それから民生児童委員様、保護司様、地域で非常に活躍していただいている各分野の地域団体、あるいは地域組織の皆様がいらっしゃいます。その中で今後、町会・自治会と連携をして、一緒に地域コミュニティを活性化していくというようなことが重要かということで、⑧の役割を設けているところでございます。

13ページ以降が区の責務でございますが、まず本条例の趣旨が隅々まで浸透するように周知・理解促進を図ること、それから本条例を推進するために必要な施策については、地域と連携して行っていくというところでございます。L委員から、区の責務は各主題の役割よりも後がいいのではないかと前回ご発言いただいておりますので、位置については変えてございます。

最後14ページでございます。町会・自治会を活性化し、地域コミュニティの活性化を図るための施策の推進の項目でございます。後ほどご説明いたしますが、「町会・自治会の持続的な組織づくり」、そして「地域コミュニティの基盤づくり」、基礎となる意識づくりや人づくりですね。それから「安全安心で快適なまちづくり」、総合的にみんなで各分野の取組を推進していこうという三本柱で施策を展開していきたいと考えてございます。

前回、検討委員会のご発言で、様々、例えば空き家対策ですとか、町会・自治会に対する支援、ご意見をいただいております。庁内の検討会議の中で具体的にこれからどんな施策が必要なのかという検討を今、行っておりまして、そうした中に反映していきたいと思っておりますので、条文の骨子案そのものには書いてございませんけれども、しっかり受け取って、庁内に共有してまいりますので、その点ご了解いただければと思っております。

説明については長くなりましたが、以上でございます。

A委員 ありがとうございます。これが現時点での事務局から提示された条例の骨子案、たたき台でございます。これについて今日十分に議論していただきたいと思っております。

まして、基本的に全員にご発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

M委員のほうはどうしてもご欠席ということで、発言したかった内容を文書にして寄せていただいております。それにつきまして、事務局のほうからご紹介いただくということで、これからの議論の皮切りにしたいと思います。

では、事務局からM委員の文書についてご紹介いただければと思います。

事務局 事務局でございます。M委員からの意見についていただいている意見のうち、重要な部分を抜粋してご紹介させていただきます。

まず前文についてです。「町会・自治会は地域コミュニティの中心組織として地域コミュニティになくてはならない存在である。『なくてはならない』について、なぜなくてはならないのかの理由を明記したほうがよいと思います。例えばスマートフォンだけでつながるのではなく、互いに顔を見て対話できる人間関係を普段からつくり上げることによって、災害時の対処や地域内で孤立している人への支援が、犯罪の予防などに役立つことを説明するのがよいと思います」というご意見です。

もう1つご紹介させていただきます。役割についてです。「役割のうち、マンション管理者等という中に、第三者管理方式においては、マンション管理組合の管理者として、そのマンションを建設したディベロッパーまたはその関連会社が就任するのが通常です。その場合、ディベロッパー等の社員が自分では居住していないマンションの管理組合の理事長役を務めることとなりますので、地域の町会・自治会への理解と関心を深めるのは到底望めないと考えます。このため第三者管理方式を採用しているマンションにおいては、そのマンションの区分所有者、オーナーであって、かつ、そのマンションに居住している者をここでのマンション管理者等における地域の町会・自治会への理解と関心を深めるべき者として指定するのがよいと考えます。」M委員からの意見は以上でございます。委員長、お願いします。

A委員 ありがとうございます。というようなご意見を、本当にこの資料を十分読み込んでいただいて、意見を言っていると思います。ありがとうございます。というご意見を皮切りにご意見を求めたいと思います。前回と同じように順番でいってもいいのですが、まずぜひ発言したいという方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

L委員 条例の骨子案について意見をさせていただいたのですが、第1回目の検討委員会

の折に、吉住区長さんのほうからの発言の中で、既にこういった町会・自治会の活性化推進条例は他の自治体でも制定されていると。したがってその名前を変えさえすれば制定ができるのではないかというお話がございまして、それではいかがかと。じっくり時間をかけて新宿区としての町会・自治会の活性化推進条例を決めるべきだというご発言がございました。

その意味するところは、今回こういった町会・自治会の活性化推進条例を制定するに当たっては、新宿らしさ、新宿の特徴を踏まえた、十分にそれらを反映した条例を制定するという趣旨があると思っています。じゃあ、新宿らしさというのは何なのかというと、現在、外国人居住者が東京23区の中で新宿区が一番トップなんですね。したがって、いわゆる多文化共生社会、異文化共生社会ということで、外国人居住者の方たちとともに1つの町会をつくっていくという、そういったものを十分に前文の中に盛り込むべきだというふうに思っております。

それから2点目が、最後のほうの施策体系ということで設けられていますけれども、先行で制定している他の自治体の条例の中で、施策体系を設けられていないんですね。それはなぜかということ、基本的に今回の活性化推進条例は、理念型の条例であるべきだということで、こういった施策体系については、施行規則かあるいは要綱で定めていくというのが本筋ではなかろうかということで、その点についてのご検討をお願いしたい以上です。

A委員 ありがとうございます。事務局のほう何か。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。まず1点目の多文化の共生、あるいは外国人を前文にというようなご意見については、ご意見頂戴いたしまして、再度事務局のほうで整理をしていきたいと思っております。どういうふうな表現にするのかというのはまた検討していきたいと思います。

それから施策についてでございますけれども、まずこの町会・自治会活性化推進条例、町会・自治会の活性化をしていただいて、さらにそれをもって地域コミュニティを活性化して、最終的には暮らしやすいまちを実現していきたいというのがゴールになります。この町会・自治会のこの条例が、理念条例というふうにL委員からもご指摘ありましたけれども、それを実行するためには施策を検討して、推進をしていく。そういった必要があるということで、具体的な施策やそれから取組について、この検討委員会と併せて、庁内の検討会議も立ち上げまして、現在検討しているところでございます。

やはり条例ができて、それで自然に町会が活性化をするということになればもちろん一

番いいのですけれども、やはり、それには地域と一緒にあった連携も必要だと考えまして、今回施策の推進という条項を入れさせていただきました。条例の研究をこの間事務局もさせていただいている中に、全部ではないのですけれども、施策の推進についての規定を条例の中に置いているところがあって、その柱を具体的に載せるのか、載せないのかというようなところについては議論があるかなというふうには思っているところです。

L委員 今までの理念型条例から、理念型条例が制定されさえすれば町会・自治会が活性化するなんていうのは到底思いません。通常の条例でも、条例の条項なり何なりを受けて、しかも施行規則なり、あるいは要綱なりということで、最後に区長への委任規定をきちんと設ければ、具体的な施策はそこの中で十分に補えると思っていますし、施策条例とか、理念条例とごっちゃになったような条例というのはあまり好ましくないんじゃないかという考え方で今、ご質問させていただきました。以上です。

A委員 ありがとうございます。理念条例かどうかというのは、この場で今後ご議論いただければと思います。私も実はこれまで数ある他自治体の条例の中で、品川区の条例で、こういう議会の委員長をしておりました。あそこはどちらかと言うと理念条例だったかな、その後動きがないので、そこはかつて関わった者としては不満を持っているところです。

ただL委員おっしゃるように、条例でどこまで書いて、規則にどれぐらい書いて、要綱でどれぐらい書いて、そういう法制上の整備とか、そういった問題もあるかと思いますが、この委員会で今後もご議論いただければと思います。どうもありがとうございました。

では、さらにご発言を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。なかなか発言のタイミングが難しいなと思われている向きもあろうかと思いますが、前回のように順番に発言していただいてもよろしいでしょうか。大分ご検討の時間もあったかなと思いますので、よろしいですか。そちらから順番にお願いできればと思いますが。

H委員 商店会連合会会長と町会連合会の部会長もやっておりますので、双方のいろんな対立の部分については、十分長い間の体験から知っているつもりではございますけれども、冒頭、区長の、この条例をつくるに当たってのいろんなお話もございました。条例といえばやはり普通の規則とは違うことだし、このことをやはりイメージとして与えるのかなという感じはいたしますけれども、いずれにいたしましても、いろいろなコミュニティあるいはいろいろなイベントを通じて、皆さんがいろいろな意味で地域を活性化する、地域が非常に住みやすい場所になるということが一番の目的かなと思います。それに向けての1つ1つの考え方をまとめ上げていくことによって、確かな条例ができていくのかな

というふうには思います。

私の地域においては、町会と商店会が常にコラボいたしまして、1つのイベントを多くの、4つ、5つの商店会と、6つ、7つの町会が合わさって盆踊り大会をやったり、あるいはそんなふうなお祭りもそうなのですけれども、いろんなイベントをやったり、そういったことによって、顔の見える、いろいろなお互いのコミュニケーションができていくというようなことが重要だと思います。したがって、そういうイベントがやりやすい方向の条例であるとなおよろしいのかなというふうに思っています。

具体的なことについては、皆さんのこれから話し合いの進め方によっていろいろあるかと思いますが、一応その最初のラインについてお話しさせていただきました。

A委員 ありがとうございます。H委員の地域では商店会と町会のコラボがよく機能しているということで、私も事務局と話していて、この条例の方向性は連携重視だなと感じておりまして、今まさにH委員がおっしゃったように、そういうコラボを後押しするような条例でありたいという方向で考えられていくのかなと思っております。ありがとうございます。では、この調子で進めまして、どうぞ。

I委員 今のお話の中でも、条例は例えば景観条例みたいに発せられるとセブンイレブンの看板の色が変わってしまうみたいな、そういう人から見ても分かりやすいような締め方の条例もあれば、具体的にない条例もある。

今、お話しのように、区長の方針ですと、もうちょっとはっきりしたほうがいいのではないかなというような感じも受け取るわけですが、実際なかなか景観条例と違って、こういう条例って人がやることなのですごく難しい。形ではないので、事業者としてはなかなか商店会と町会、やっぱりパワーバランスが30年前とは大分変わってきて、昔は商店というのはサービスをするので、お客様に買っていただく。祭りだったら逆に主体になって、住民がそこに協力する。今は、65歳定年になっていますけれども、実際、力のある定年をされた状態の方々がたくさんいらっしゃるの、商店会はシャッターがだんだん多くなってきたり、いろいろと貸したり、チェーン店が増えたり、実際担えるかという話になるとなかなかその辺の逆転現象は非常に難しくなってきた、一部の商店会以外は、実際はなかなか厳しい。連携をとっていくといっても、まずその運営自体が厳しくなっているというのが現実だと思って、その先が連携ですので、自分たちがしっかりやったその先が連携だということなので、なかなか根深いものでもあると思います。

なので、私のイメージとしては、やはり新宿区として連携しなくてはならないというこ

とを声高に言うのですが、具体的なことに関しては、非常に催促するのは難しいのではないのかなという感じがしています。ただ新宿区は周りの人と付き合いなさいということを全体的に醸し出すような条例になればいいのかなと思います。以上です。

A委員 ありがとうございます。これも連携の重要性と、あと難しさについてもご指摘いただきました。関連してご発言という場合、私の議事進行を中断して、挙手されて構いませんのでよろしくお願いいたします。もしありませんでしたら、隣にいついていただけますでしょうか。

K委員 条例の細かいことまであまり読まないの、具体的にどのぐらいのことができるのかなということを常にイメージをしながら拝見をしておりました。

恐らく、これまで大学は、本当に大学が存在している、建っている地域との連携は当たり前というか、直接来る例が多かったと思いますが、新宿区内の中でもそれぞれの町会、近くにはない町会とのつながりをどのようにつくっていくかなと。なかなか声をかけづらい町会もあったかと思います。こういった条例ができることによって、区内の様々な町会に均等というか平等というか、幅広くそういった協力ができるような土台づくりになるようなものというのがあると、それぞれの町会の方がより活性化するための協力をしやすいようになるかと思いますし、我々もこういったサポートを区のほうからしていただければ、区内であればどこでも飛んでいきますというようなことができるかと思いますので、そういった印象になるような形で組み上げて、拡張していく形になればいいかなと思っております。以上です。

A委員 ありがとうございます。条例があることによっていろいろ交渉というか、話を持っていきやすいという効果があるというご意見、なるほどなと思いました。ありがとうございます。ではさらに隣、ありますでしょうか。

J委員 新宿らしさというところで、大学が数多くあるということ自体も新宿の1つのらしさでもあると思うんです。大学によっては、地元に着というよりは、国や世界に向けて発信する大学もあると思うけれども、地元というのを大事にしてもらいたい。大学にはポータルサイトをつくるような技術もあるわけですから、大学側が積極的にそういうことに携わる源になればいいかなと思っています。「窓口」というのは大学もそうですし、その他事業所もそうですけれど、さっきコンビニの問題もありましたけれども、窓口って大事だというふうに思っていて、これはどういうふうに、いわゆる条例の理念のところなのか、またその後の規則要綱で、どこで取り入れるか分からないですけど、しっかり

「窓口」を定める。お互いに窓口を定めるということは、その後、具体的な行動、施策に進化していく、それがまた継続していく、本当に大事なところだと思うので、お互い窓口がないと何も進まないというふうに思いますので、そこをしっかりと、我々であればしっかりと窓口を整備することをしなければいけないんだというふうになるような、そういう持っていき方がいかなと感じました。以上です。

A委員 ありがとうございます。私もB委員も大学人で、まさに窓口は重要で、大学という世界は窓口の向こうがすごく分限的にできてしまっているの、大学として窓口をしっかりと、対外的に恥ずかしくない行動をするということはやっぱり大事なんだろうなと思っております。

早稲田大学も、私もゼミ生とともに近隣の商店会に、フィールドワークに行ったこともありまして、商店会の方だと、早稲田というのは六大学の中で唯一地域名を冠している大学なのですね。それに非常に誇りを持って、早稲田の卒業生でいらっしゃいましたけれども、商店会長さんですね。そういう意味では地域等にかかれた大学であり得る存在ではないかというふうに私、ひそかに思っております。ありがとうございます。それではL委員、もし、先ほどのご発言以外にありましたら、どうぞお願いします。

L委員 10ページから11ページの間で、マンション等建設事業者、マンション管理者等、小中学校・高校、こうした区分を特出しで役割を書く必要性がありやなしやをご検討願いたいというのが1点です。

それからもう1つ、条例上の文言の部分で、マンションの例えばマンション等建設事業者なんかで、「引き継がなければならない」というのはかなり強硬な義務規定のやり方がありますので、この辺はきちっと条例上の語尾を慎重に選んでいただきたい。以上です。

A委員 ありがとうございます。今、非常に重要なご発言だと思います。マンションについては割と踏み込んだ言いぶりをこの案ではしているんですね。それにつきましても、後ほど時間の許す限りご議論いただきたいと思いますと思っております。

ちょうど3時に差しかかるころですので、ここで一旦中休憩といたします。

(休憩)

A委員 それでは再開したいと思います。前半いろいろな貴重なご意見ありがとうございます。最後のL委員からは、結構この条例は、連携重視というふうに私感じているところですけども、それだけに様々な地域内の主体を細かく挙げて一応規定するような案に今のところこのたたき台はなっております。そういうことに関しても、ぜひご意見をさら

にいただければと思います。それではお隣のN委員からよろしくお願いします。

N委員 よろしくお願いいたします。私は3点ほど感じたことなどをお話させていただきたいと思います。

まず1つ目が条例の記載内容についてです。これからどんどん今日の議論も含めてブラッシュアップされると思いますが、私は町会・自治会に参加しておらず、まだ活動の本質的な部分をこれから学ばせていただくという立場での発言ということでどうかお許しいただければと思います。

記載内容については表現と公平さというところをよく鑑みる必要があるのかなと感じました。例えば表現につきましては、ページ数で言うと6ページ目に、右側に、「条例の目的は町会・自治会活性化なのか、地域コミュニティ活性化なのか」というふうにも書いてありますけれども、これらは定義もしっかりと明記されるのだと思うのですけれども、聞いたときに似たような表現になるので、実際に活動を知らない人にとっては違いが分かりにくいかなというところが感じたところでございます。

広義としては、地域コミュニティの活性化というところが目的であり、町会・自治会の活性化というのは、その手段として、この条例の目的ではあるのですけれども、個人的には地域コミュニティ、豊かな、住みたくなる、ずっと住みたいまちづくりを持続可能にしていけるということが目的なのかなと思いましたので、そういったところも含めて、初めて読む方にも分かりやすい表現になるといいなと思いました。

また公平さの部分では先ほどもご指摘がありましたけれども、やはりマンションについては細かいところまでいろいろと整理をしなければいけないということで、ボリュームも大きくなるのだと思うのですけれども、やはり公平で、皆が公平に連携して行って、地域を豊かにするんだというための条例でもありますので、条例自体も区と、例えばマンションと、ボリュームに違いが出るのでしょうかけれども、ある程度公平に、みんな公平に役割をもって、みんなが公平に関わるものだというふうに見えるとうすばらしいと感じました。

2つ目なのですが、これは条例ではなく周知の方法ですけれども、条例が制定されて、また周知もどんどんとしていく。周知の手法も考えていくということになると思うのですけれども、メリットが明確に伝わる周知方法というのが必要になってくるかと思いますし、また周知する内容が、条例のどこかの部分としっかりと連携をしていると、齟齬がないような形でよい周知ができればいいかなと思いました。

そしてヒアリングの結果からも、これから事業者がこういった地域コミュニティに支援

をしていくということは、企業にとっても必要なことだと思っています。ただ、企業側もそういったSDGsもそうですけれども、やらなければいけないと思ってやろうと思っ
ていることが多いのですけれども、やり方が分からないと。そうすると高いお金を払ってコ
ンサルに相談するとかという、全く地域にメリットがないような形でやっているだけ感
み
たいなところも課題だというふうには聞いていますので、きっちり事業者にも、彼らのブ
ランドの向上につながるといったところも皆さんおっしゃっていましたし、メリットをし
っかりと伝えていき、積極的に関与してもらえようというやり方を考えていけたらというふ
うに思いました。

また未加入の人にとっても1人ではない、人を一緒に助けることで自分も助けられるの
だと。なので、このまちでずっと暮らしていきたいというような価値をしっかりと具体的
に伝えていけるような周知方法というのをやっていけるといいのかなと思いました。

また最後に、そのためでもあるのですけれども、先ほどもJ委員からもお話がありまし
たが、窓口の重要さというのは非常に感じているところです。個別にいろいろな町会の皆
さんも、地元の企業、店舗などとも協力をされていると思いますが、例えば企業に基本的
には区としてはこういう支援をお願いしたいんだというところをまず周知しておく。ま
た、何か連絡をとるときには窓口を一本化していくというのは、スムーズなコミュニケー
ションのためにも必要なのかなと思いますし、そういった窓口とか、委員会みたいなもの
ができたら、例えばそれを任期制にして、若い世代にどんどん引き継いでいくとか、そ
う
いったこともできるのではないかなと思いました。長くなりましたが以上です。

A委員 ありがとうございます。いろんな連携の相手方について、それぞれいろんな
配慮をするということについて、細かく意見を言っていただきました。ありがとうございます。

Q委員 事務局でご用意していただいた資料1を先に読んでいまして、大変参考になり
まして、コンビニ3社でもこれだけの違いがあるということで、セブンイレブンさん、フ

ファミリーマートさん、それからローソンさん、いろいろ横並びではないなということで、
個々の利益に対しての考え方というのはいろいろそれぞれあるのだろうなと思います。

それと我々のところでL委員、先ほどおっしゃられていますけれども、やはり当町会
ではマンションが非常に多いところなんです。今までの経験則から言うと、事務局がこ
ちらでご用意していただいたたたき台で、当町会からはこれで非常に賛成しております。
というのは建てる前まではすごい低姿勢で接していただけるんです。あと、管理者が管理組

合に変わった途端に理事会で覆される、その事例が何回もありました。ですので、我々はこの条例、たたき台を遵守していただいて、ぜひ管理者にはすごく重いというか、内容の条例ではあるのですが、やはり協力していただけるのはマンションの居住者であり、個々であるので、ここはすごく緩くてもよろしいのではないかなと私はそう思いました。以上です。

A委員 ありがとうございました。マンションの問題について深掘りしていただきましてありがとうございます。ではお隣。

P委員 よろしくをお願いします。うちの町会は比較的うまくいってまして、この中でうまくいっていないのがマンションなんですね。やっぱりどうしても建つ前、建った後、どこに連絡していいか分からなくなってしまうというのがあって、オーナーも変わってしまった、非常に多いですね。二重、三重にもらう、もらわないは別として、宣伝していかないと町会としていけないので、例えば避難訓練とか年に1回マンションで避難訓練するのであれば、そこの町会で、年に2回ぐらい避難訓練していますので、そこに参加すればマンションの防災の手続のほうが通るとか、そういうメリットみたいなものを出していただければ、マンションの人かなり参加して、そこでまた声かけができてくるのではないかなと思います。

それでもう1つ、加入のところなんですけれども、本当は加入について強制力を持たせたいのですが、実は誰が来てもいいわけではなくて、いろんな人が場所柄あるものですから、いろんなことを見極めて、何かいいコミュニティをつくっていかねばいけないので、無理矢理町会費をとるようなことがあると、何に使っているんだと。実際うちの町会は月に2回、3回行事をやっているようなまちであっても、「一体何をやっているんだ」と言われることがあるんですね。うまく言えないのですが、地域コミュニティをしつかり守って、いいのをつくって、いいまちづくりにしていくために楽しくやっていく方向でやりたいなということと。

あと、先ほど最後の空き家の問題は非常に今うちの町会でもまずいぐらいゴミ捨て場になっていて、ここは本当に更地にすると固定資産税が高くなるとか、いろんな問題がありますので、そこをうまくしてもらって、何とかしてもらわないと、火事等々あると非常にまずいのと、あとネズミが非常に、そのの周りが不衛生なことになっていて、この間行政の方に1カ所どうしても駄目なところ、寄っかかってしまって、直してもらったところもあるんですけど、どうしてもこれから空き家になったり、そういう場所がどんどん増えて

いくと思うのでそこは直していただきたいのと、この2点がうちの町会では一番困っているところかなと思っております。以上です。

A委員 ありがとうございます。実際の活動に即してご意見いただきまして、ありがとうございます。ではお願いいたします。

O委員 今の皆さんのお話を聞いておりまして、やはり町会で一番問題になるのはマンションです。どこの町会もこの点では困惑しているかと思っておりますので、この条例によって2つ分けていただいて書いていただいたのはとてもいいことかなと。文言整理はあるにしても、こういったことはぜひお願いしたいと思います。

それからこのたたき台を最後までご説明いただいて、その中でやはりつながりという、そういったものがすごく必要だ、大切だと思っておりまして、緩やかなつながりでも、みんながつながることが大切だと思います。

そういう中で私、この地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現、同じようなことかもしれませんが、暮らしやすいまちと、住み続けてよかったまちの実現というような、そんなものを最終的にできたらいいのかなと思っていました。というのは、やはりそこに地域に住まう人たちが1人1人役割を持ってどんなちっちゃなことでも自分の力を分かち合ったり、目配りをしたりという、そういったささやかなものでもつながりをつけて、そしてお互いに住みやすいまちにするという、そういったものが必要かと思ひまして、住み続けてよかったまちを強調したいと思っております。

そして先ほど役割についてのお話が出ておりましたけれども、ここまで細分化する必要があるかというようなこともございますけれども、私はそこに1人1人が地域に住む一員として何らかの形で関わりを持つ、力を分かち合ったり、心をかけ合ったりする、そういう中で子どもたちも子どもたちなりに人の関わりの中で非認知能力を培っていくというようなことで、そういう段階を踏んで大人になっていって社会を担っていただけるというようなこともありますので、イメージ図にもあるように地域共同体制というような考えで役割が必要なかなと、そんなことを思いました。

そして区のほうで事前に事業者へのヒアリングをしていただきましたが、こうすることによって事業者がすごく現状を理解してくださったり、関心を持ってくださる1つになるのかなと思いますので、ぜひこれも続けていただけたらと思っております。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。大変重要な点について何点かご指摘ご発言いただいた

と思います。ありがとうございます。では隣、お願いいたします。

G委員 参加された中で、先ほどからマンションのお話がありますけれども、今日参加している中でマンションに住んでいるお話になるかと思うのですが、先ほどL委員がおっしゃられたことなんですけれども、僕の理解が間違っているか分からないですけれども、この役割のところ、僕は個人的にここまで細分化する必要があるのかなと。あまり細分化すると縦割りというか、割り過ぎてしまって、かといってずぶずぶになってしまうとまた分かりにくくなってしまうので、そこの兼ね合いが難しいのかなと。だから、1つは町会とか自治会、マンション、ディベロッパーとかマンション管理者とかという人がいて、共通にできるものとか、あまり区分けするのはどうかなというのが意見でございます。

あと私が住んでいるマンションは400世帯以上あって、管理組合も、町会ではなく自治会として1つあるわけなんですけれども、高層のマンションになると防災訓練を年に2回やっていまして、いかに38階の人から3階までの人をどういうふうに誘導するのかなとか、結構マンション内だけでも大変なところがあって、協力を得るのも実際は大変なんですけれども、何かあったときに協力はしないといけなくて、公開空地というのがあるので、そこに近隣の人が来たりとか、近くで仕事をしていた人ですとか、あとトイレも一応つくことは、5つぐらい用意していてセッティングをする。中まで入れるかどうかというのはセキュリティの問題があつてのことなので、その辺がちょっと難しいかなと。マンション管理者で、ちょっと飛びますけれども、共用部への立ち入りのところも結構、やはり協力はしないといけない気持ちもあるし、かといって、じゃあ、セキュリティもというところで、その辺もうまく表現できないのかなというような気がしました。

あと検討委員会での町会への参加義務も、そこも今このご時世の中で義務づけるのはどうかなというのは個人的にすごく感じているところではございます。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。マンションのこと、随分ここでも話題になっていますけれども、マンションの立場から率直にいろいろ言っていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。では続き。

F委員 私はこの委員会を始めるに当たりまして、これは理念条例をつくるためと理解しておりまして、今回行政のほうでまとめていただいた資料で、前文、総則についてはよろしいとは思って、あとは文言の使い方、言葉の言い回しで努力義務とか強制力を持つことは決していいことではないと思っています。やはり町会・自治会というのは任意団体で、強制的なものは一切ないんですね。ですから、それをあまりこのように、役割を細か

くしてしまうと、もう理念条例ではなくて、規制を伴う規則とか、罰則も当然発生するでしょうから、それはまた違う委員会を立ち上げていただいて、もっともっと実際に携わっている方々のご意見を伺ったほうが私はいいと思います。そういう意味では当初の目的のように理念条例、新宿に住む皆様はみんな仲よくこういうふうにやっていきましょうよ、努力義務とか、そういう言葉はできれば使いたくない、皆さんが進んで新宿区の活動に、町会・自治会に参加していただけるようにしていただきたいなと考えております。

地区町連に戻りまして、いろんな話をしましても、総論は賛成だけど、各論についてはなかなか難しいよと。みんなが賛成する事案にはならないであろうというところで、やはりこの条例につきましては、まず第一歩でございますので、皆さんに分かりやすくご説明できるような内容までにとどめるのが、私はいいのではないかと考えております。以上です。

A委員 ありがとうございます。理念条例というのは要するに規制条例ではありたくないということですね。ありがとうございます。ではお待たせしました。

E委員 私が気になっているのは、コミュニティの活性化、あるいは町会・自治会の活性化ということなのですが、この活性化もなかなかどういったものが活性化になってくるのかなという感じなんです。文字としては非常によく出てくるのですが、その具体的な部分はこの中に入ってくるとは思います、活性化はちょっと個々にいろいろイメージが違うのかなという気がします。

そして7ページの地域コミュニティのイメージ図なのですが、これは確かに地域のいろんな団体さんと町会との、先ほどからお話にある連携ということだと思うのですが、連携の中でも他の団体との連携はもちろん必要なのですが、町会同士の連携というのがなかなかまだできていないのかなというのが私の実感ですので、条例の中に入れるのか、入れないのかは分かりませんが、町会同士の連携というのを、そこがまず基本なのではないかなというふうに思います。町会同士が連携できてこそその地域なのだろうと。そこからまた町会と、先ほどお話が出ているような商店会、大学との連携ということが出てくるのかなと思います。「地域の商店会はもうなくなっちゃったよ」というような町会も、うちもそうですけども、これも商店会のある町会さんは連携しているので、その町会とまた連携すればいいんだよというふうに私は思っています。ですから団体との連携は、非常に重要だなと思いますし、個人同士の連携も必要になってくるというふうには思います。

あと、先ほど役割のところに出てきたのですが、小中学校のほうで、学校のほうでも、

地域との結びつきを図っているというように、学校のほうでも努力してくださいよという
ような文面がありましたけれども、これ非常にありがたいことで、今、地域に開かれた学
校というふうに言われていますけれども、なかなか地域と学校の連携というのができてい
ないのが現状。現状というか、できているところも、もちろんありますけれどもなかなか
難しい。授業時間が少なくなって、地域と関わる時間がどんどんどんどん減っているとい
うのが実情ではないかなと思いますので、ぜひ子どもたちと地域と関わっていただいて、
そうすることによって子どもたちの保護者であるPTAの方々が町会と合流する、関わっ
ていただくということで、町会の次の世代の方々、PTAに求めるわけではありませんが、
PTAの方々に、次の地域を担ってやっていただけるのではないかなというふうに思っ
ていますので、その辺もいろいろと力を入れていただきたいというふうに思っております。
以上です。

A委員 ありがとうございます。これも重要なお発言であったと思います。小中学校
についても今のところ何らかの規定するような方向が事務局から出ておりますけれども、こ
れはE委員としてはありがたいという受け止めであったと思います。

それから活性化という、活性化とはどういう状態のことを言うのだろうかということも非
常に重要で、この次の議題で、この条例に基づいて、条例にどこまで書くかという論点は、
まさにこの中でいろいろご意見が出たように、問題かと思えますけれども、条例を受けて
実際に条例の趣旨を実現していくために様々な施策を打っていくことを新宿区とし
てお考えだと思いますけれども、その中身ですよね。この後、議題になるかと思えます
けれども、その中身からして、活性化した状態とはどういう状態であるかということにつ
いても、これから我々これから議論していけると思っております。どうもありがとうござ
いました。

随分いろんなご意見、ヒントをいただいたと思います。前に出たご意見とかを踏まえて
さらに言いたいというご発言はありますでしょうか。

L委員 G委員にちょっとお尋ねをしたいのですが、マンションの場合でもいわ
ゆる区分所有のマンションの場合に、しかも規模がかなり大きい場合には、そこで単独で
自治会というのは、できる可能性はかなり高いというふうに言っているのでしょうか。

G委員 僕が住んでいるマンションは、ちょっと特殊で、本当は町会に入っていたので
すけど、2年ぐらいで出て自治会を立ち上げて、自治会も、自治会のルールはつくってあ
るのですけど、どちらかと言うと自治会がマンションの中のいろんなイベントごとでやり

たい場合、管理組合との連携をとらないといけなくて、結局僕は管理組合の理事長もやっているんで、私が自治会の会長を兼ねてやっているんですね。L委員がおっしゃったのは、「可能ですか」と言われてしまうと、我々が今住んでいるマンションは、そういう特殊な事情になっていますけれども、実際は難しいかなという気も。

L委員 事実上の問題として、今のマンション、区分所有のマンションの場合で、単独の自治会を新設しているところは極めてまれなケースなのではないでしょうか。それとも通常の区分所有のマンションでも、管理組合がいわゆる自治会的な役割を果たしているんで、あとは地域の町会とか自治会のほうに入会していくということを最優先して、取り組んでいくことが適切なのかどうかと、その点も含めて。

A委員 私が知っている限り、むしろマンションで、管理組合があっても、別に自治会をつくっているというところが結構たくさんあると思います。やっぱり管理組合というのは区分所有者の団体なので、必ずしも住んでいる人と一致しませんので、それ、必要でしたら、また事務局にきちんと調べていただいてと思います。

今の件は事務局で預からせていただいてということで。

L委員 それが結果的に、もし単独で自治会をつくっているとするならば、無理矢理それを訪問したり、町会のほうに入ってくださいという取組をあえてする必要はないんじゃないかと。ともに、自治会と町会との間で連携をして、お祭りなんかの行事をやっていけば、非常に穏やかに済むのではないかなと。

地域コミュニティ課長 今、委員長がおっしゃったように、管理組合とは別にマンションで自治会をつくっていらっしゃるという事例は区内にもあります。数についてはまた改めてお知らせをしたいと思うのですが、区の区町連に所属をしている自治会さんも何件かございます。

今、L委員が、自治会があるのだったら町会に無理に入る必要はない。まさにおっしゃるとおりで、無理に入っていただくというようなことは区のほうも考えてはございませんで、もしそういうような場合には連携というようなことになりますし、参加、協力、連携ということで言葉遣いとしては使わせていただいているのですが、加入ではなくて、例えば一緒にお祭りをするですとか、一緒に防災訓練をするですとか、何かしらの協力を相互にするとかいうようなことも含めての想定で考えてございます。

L委員 そうであるならば、マンションと管理事務所の特出しをして規定をしていく必要性がありやなしやということなんですね。別に分けて特出しをして出す必要があるのか。

A委員 でもそれはマンションで自主的に自治会ができればいいですけど、できない場合も結構、よその自治体でも増えています、そういう事例が。その論点を十分我々頭の中に置いて、今後もまだ議論する機会がありますので。

行政の委員の方、ご発言があればどうぞ。

大柳委員 地域振興部長です。皆さんから貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

役割論をどこまで出すかについて、10所、各特別出張所を回る中で、いろいろな意見を賜って、このぐらいの区分でやっていけばいいんじゃないかなということで考えて出したものですから、この辺は各地域でそれぞれ事情も違いますので、必ずしもこれが正しい答えだとは思っていません。ですので、その辺はまたこの後皆様方にご意見いただきながら、どこまで書き込んでいくかというのは少し検討していく必要はあるのかなというふうに考えております。

ただ、やはり先ほど来ずっと出ていますけれども、細かくあまり条例に書き込まないほうがいいということはおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、どこまで細分化するのか。かえって、逆に書かないとずぶずぶになってしまうということもありますので、基本的には細かい事業についてはこの後もありますけれども、施策のほうであったり、要綱であったり、また先ほど出ました区長の委任という形で、個別に特別な事業をつくって徹底してやっていくというやり方にしていきたいなと思っております。

さっきの施策の件については、1つ考え方としてあるのかなということで聞いておりました。ただ施策のほうは具体的に対象であったり事業を定めるものですから、条例との、具体的に対応する施策の部分を考えていくと、どこまで書き込んでいくのかといたら、この後いろいろな施策のほうもご提案、ご報告してまいりますけれども、そこは議論の余地があるなというふうに感じたところでございます。

縦割りという話もちっとありましたけれども、このぐらいの、地域でのステークホルダーというのを整理した上で、縦割りと言えば我々が掲げているのは町会を中心に、いろんな掛け算をして、掲げている目標の効果を大きくしていきたいなということで、この辺書かせていただきましたので、その点をご承知おきいただきたいなと思ったところでございます。色々なご意見ありがとうございました。

A委員 行政の方はほかによろしいですか。またの機会にぜひご発言いただきたいと思います。じゃあ、このラウンドの最後にB委員からまとめというわけではありませんが、

ご自由にご発言いただきたいと思います。

B委員 皆様からいろいろな意見が出てきて、私もそのとおりだなと思うところがございますけれども、1つは皆さんの、特に自治会を実際に運営されている皆さんからの声としては、やっぱり既存のマンションの問題。L委員から今お話がありましたけれども、組合ができたときには自治会に入っていたけれども、だんだんだんだん区分所有者も曖昧になってきて、自主管理になって、それで結局管理も十分にできないといったような、経年したマンションなんかもあると思いますので、そうしたマンションがあるとやはりなかなか高齢の方を、单身の方をフォローするとか、そうした機能もなくなってきてしまったり、地域の一員としての扱いが難しくなったりということがあると思いますので、この辺は新宿らしい、まさに状況をよく考えた上で事業にうまく結びついてくる理念条例を組み込めるとよいなという印象を持ちました。

それから、もう1つはなかなか議論になりにくいのですが、新宿区の場合には、昼間人口の皆さんが、企業の社員の皆さん、災害なんかがあったときには、そうした方たちが防災のタイミングなどで、混乱の要因になったりするケースがあると思いますので、そうした方たちへの企業、事業者へのアプローチというのも1つ大切な視点なのかなというふうに思いました。

この中で事業者というところが1つ役割の中に明記されているのはとても重要なポイントで、区内の事業者が自治会と協力する、その際に社員ですとか、名前が分からない方たちを、組織として対応していただけるというのも大事な視点のような気がいたしました。

昼間人口のほうが多いまちですから、ぜひそうした視点を、大学も含めてだと思っておりますけれども、入れていただけるとよろしいかなという印象を持ちました。以上でございます。

A委員 B委員ありがとうございます。私も同じような印象を受けております。今日、非常に活発なご議論をいただいて、大変私自身も勉強になったなと思うのですが、いろいろな属性を持った主体について、どこまで細かく役割を規定するかというのは特にN委員おっしゃったように、方法というものは公平性というものが大切で、なるべくカテゴリーを広くして、それを平等に扱うという、そういう考え方があるわけですね。他方で現実に機能する条例としては、ある程度細かく属性にしたがって分けて、規定をしていくということもあって、その調整ですね。どのあたりまで細かくして、どのあたりまで確認するか、これの難しさが今日ご議論全体の中から見えてきたかなというふうに思っております。

新宿らしい条例ということもありましたので、もし役割ごとに分類をするのであれば、新宿らしい分類になるといいなというふうに思います。この辺は事務局の腕の見せどころで、次回までにその辺も、十分に調整されたたたき台がまた出てくることを期待したいと思います。

ですから、この条例はさっきも申しましたように連携重視というところがあると思うんですね。それは最後にE委員がおっしゃったように町会同士の連携、これも非常に重要な視点だと思います。そのことも含めてどういう主体がどういうふうに連携するか、そのゴールというか活性化した姿というのはどういうものであるかということを、さらにこの場でもご議論を続けていただきたいと思います。

ではちょっと予定の時間オーバーしてしまいましたけれども、この議題は、とりあえず今日はこれで締めまして、また条例の中身についてはもちろん今後ずっと議論をしていきますので、またそれぞれ活発なご議論をお願いしたいと思います。

それでは次の議題ですね、4番目に移りたいと思います。条例を推進するための施策についてという、今日は報告ということになっております。事務局からご説明をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 資料の3、施策体系（案）というカラー刷りのA4横の資料をご覧ください。区役所内で現在、この検討委員会での条例骨子案のご検討をいただいているのと並行しまして、条例の推進に必要な、条例を推進するために必要な施策の検討ということで、10月に庁内の検討会議を立ち上げまして検討に着手をしたところです。まず取っかかりといたしまして、町会・自治会の活性化、あるいは地域コミュニティの活性化に関連する事業は、区役所の中に今、既にどういうものがあるだろうかというようなところから抽出をして、議論を始めたところでございます。

今、見ていただいている施策体系の案ということで、黄色とブルーとピンクのものがございまして、黄色は町会・自治会の組織、あるいは活動を支援して持続可能な組織にするための町会・自治会活性化そのものの施策になります。ブルーは先ほど条例の骨子の中にも出ている地域の様々な主体ですね、区民の方、事業者の方、大学、それからマンション、各主体が町会・自治会が行っているような町会・自治会の重要性だとか、そういったものの理解をし、関心を持ち、柔軟に参加、協力、連携したりするような、そういった意識、あるいは人づくり、そういったベースになるようなもの、それを地域コミュニティの基盤づくりというような柱にしている、そういう施策です。ピンクが町会・自治会、

様々な分野の活動を行っております。防災、防犯、それから環境美化、それから高齢者や子どもの地域福祉的なもの、それから伝統文化の継承、スポーツ、様々やっておりますけれども、そういった活動をA委員が言っている連携ですね。活動における連携というようにことをキーにして、地域の様々な主体と町会・自治会が連携しながら、そういった活動をみんなでやっていこうよという、そういう活動を後押しするための施策というのがピンクになります。

現状、この柱に沿って既存の事業を見ていったときに、まず黄色い町会・自治会の活性化の施策、取組については、やはりこれからの時代、役員の方の負担の軽減ですとか、若い方への情報の発信、それから運営の改善なんかの視点におきましても、災害時の対応におきましても、デジタル化というのが欠かせないというようなところで、これまでやっている支援、事業はもちろん継続するのですが、デジタル化の支援に力を入れていきたいということで今、検討を進めている。具体的な取組はどういうものあるんだろうかというような検討を進めています。

また真ん中のところについては、実はあまり地域コミュニティに対する意識、人々の教育だとか意識啓発だとかいうところがなかなか少なく、根本的に周知啓発についても効果的なやり方を考えよう、あるいは教育だとか人材育成についてもどういったものが効果的なのか、そういったことを考えていこうということで、新たに拡充したい、実施したいということで赤字になっています。

また各主体のインセンティブの付与ということで、夏の意見交換会の中でも、町会に協力していただいた企業に対しては表彰だとか認定だとか、付加価値を与える、あるいは町会の会長様以外の長年支えていただいている役員の方への表彰ですとか、そういったことについてもご意見いただいていますので、今後考えていきたいと思っています。

一番下の安全安心で快適なまちづくり、ピンクのところについては、それぞれのセクションが、区役所の中のそれぞれの部署がそれぞれに関わっている団体への支援を行っているのですが、そういったものを継続するのと併せて、双方が連携できるような仕組みを、先ほどK委員が言った窓口ですとか、それから商店会との連携のやり方ですとか、大学、それから事業者、連携体制の強化について、今後どう地域全体を巻き込みながら連携を構築していくのかというようなところをやりたいということで、今まだ途中経過になりますけれども、そんなところで検討を進めているようなところでございます。

また、検討委員会の場合でも、ある程度検討の方向性がまとまりましたらご報告して、ま

たご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございました。この条例自体は規制条例ではないという意味で、理念条例の方向を目指しているのですけれども、しかるがゆえに、じゃあ一体どうやって条例の理念を実現するのかという、今の時点で既に担当課のほうはどういう施策を打ってやっていこうかということをお考えになっているということで、その対処的な方法を今日いただいたということでもあります。そういうものとして条例にどこまで書くか、まさに今日それが議論になったので、今後我々もまた議論していかなければならないわけですが、どう条例の書きぶりになったとしても、その理念を実現するための施策のあり方ってどういうものだろうかということを、既に担当課のほう、お考えいただいているということでもあります。それについて今日ご報告があった限りで、何かご意見ご質問がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

L委員 外国人居住者の方が数多くいらっしゃるのですけれども、そのヒアリングを、その人が住んでいらっしゃる周りの町会・自治会に対してどういう理解とか関心を持っているのかなというのを、ヒアリングというのをやる予定はないんですかね。

A委員 事務局、いかがでしょう。

地域コミュニティ課長 今のところグループヒアリングですとか、今回の条例の検討において、そのプロセスにおいて、具体的に今、予定はしていないのですけれども、地域振興部の中に多文化共生推進課という課がありまして、コミュニティの活性化にはやはり連携が必要だということで、スポーツもしかり、多文化共生もしかり、連携しながら取り組んでございます。

外国籍の住民の方も、外国籍ではあるのですけれども、やはり区民として普通に当たり前のように日本人の方と一緒に生活をしていくというのが一番理想だとは思っているのですけれども、今、何年かに一遍、実態調査ということで、調査は今年度やってございます。その結果も踏まえまして、今、委員からご指摘があつて、中には町会の中で活動されている外国人の方もいて、P委員の地域は一緒になって地域の行事に参加をされたりというようなことで、そういう町会・自治会も数あると思いますので、そういった中で日本人の方や外国人の方にご意見なんか聞いていきたいというふうに思っております。

A委員 新宿は確か多文化共生プラザという施設もありますし、まだありますか、私、昔ゼミで2回ぐらい訪問して、いい活動されているんですね。だから担当課のほうはその気になればいくらでも材料はその辺に転がっている状況ですので大変重要なテーマだと私

も思っております。ぜひ、我々も留意してまいりたいと思いますが、事務局のほうもよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。よろしければB委員のほうから。

B委員 皆さんいろいろなご意見いただきましてありがとうございました。

理念として町会・自治会の問題を示していくということは、もう皆さんある程度共通の認識として、それに異論があるという方はいらっしゃらないように今日は感じました。

ただ、今度は具体的な事業ですとか、あるいは先ほどのマンションの問題、あるいは行政とどう連携していくのか、あるいは地域、町会同士でどう連携するのか。そうした具体の策についてはなかなか議論がそれぞれの地域によっても違うし、それから主体によっても異なるしという状況なんだろうと思うのです。これをL委員から委任規定ということで、書かれることもいいと思うのですが、さりとて理念だけだと、先ほどA委員からお話がありましたけれども、実効性のない、せっかくここで議論したのに実効性のあるものにならないということですので、よくそうしたケースに使うツールとしては、計画をきちんと立てて、町会・自治会に対してまず全体のやるべき内容を区として担保していくというような作業を、まず方向性として示すための計画を策定して、それに基づいて皆さん議論しながら実行していくということをやると、きちんとタイムテーブルの中で形のあるものになっていくのではないかなという印象を持ちました。

今日のお話の中で、G委員からはマンションの問題ですとか、それからF委員からは具体的に規則の問題、いろいろなお話をいただきましたけれども、やはりビジョンを示して施策の方向性をきちんと皆さんでまた議論のテーブルについて何をするんだという話をしっかりと区の事業の体系として示していくということをやりますと、行政のほうも事業を予算化するというのをやりやすくなると思いますので、私はぜひこの理念条例を受けた計画をつくって、その上で皆さんと一緒に事業を担保して、実際の活動に役立てていくということをする、今回の議論が非常に地に足のついたものになっていくのではないかな、そうした印象を持ちました。以上でございます。

A委員 B委員、ありがとうございます。私も今の施策体系の話をされて、この条例、新宿区のほうでお考えになりつつあるこの条例を連携重視だというふうに感じましたし、もう1つ、活動重視の条例じゃないかと感じております。さっきちょっと申しましたように、品川区で条例づくりに携わりまして、実は今、結構動いているんですね。というふうに聞けて非常にうれしく思っているところです。

ただ、条例ができた当時、あまり動きがなかったなとちょっと思って、私が知らないだ

けなのかもしれませんが、その意味では条例制定の検討をしている段階から、どういう手を打っていったら、本当にこの条例が実のあるものになるのだろうかということを考えている新宿区の対応に関して、すばらしいなと期待しております。

この種の条例、私もいくつか関わりましたが、なかなかそういうふうになってなくて、連携重視、活動重視で、実のある条例になると、決して規制条例のような罰則を設けたり、強制力を与えたりとか、そういうことをしなくても条例として機能していくと、そういう姿を新宿から発信できたらすばらしいなと、この条例に基づいて計画をつくるというところまで果たしていくのかどうか現時点では分かりませんが、その方向性は私もすばらしいなと感じているところであります。

今日は本当に率直にいろいろご意見交わしていただきましてありがとうございます。この調子で今後もぜひたくさん意見交換をしていただきたいと思います。

以上をもちまして第2回（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会を終了させていただきます。どうも本日はありがとうございました。